

第5章 量の見込みと確保の内容

1 子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度とは、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことをいいます。

(1) 保育の必要性の認定

新制度では、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなっています。

◆認定区分と提供施設

認定区分	年齢	保育の必要性	利用可能施設			
			幼稚園	保育園	認定 こども園	地域型 保育
1号	3歳以上	無	●		●	
2号		有	●		●	
				●	●	
3号	3歳未満	有		●	●	●

- ・ 1号：子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合
- ・ 2号：子どもが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育園等での保育を希望する場合
- ・ 3号：子どもが満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育園等での保育を希望する場合

※保育の必要な事由には、就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居または長期入院などを行っている親族の介護・看護などがあります。

(2)施設型給付・地域型保育給付の創設

新制度では、都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付である「施設型給付」、市町村が認可する小規模保育等への給付である「地域型保育給付」の創設により、地域の子育て支援の充実が図られることとなります。

施設型給付の類型

(1)幼稚園・保育園

幼稚園は、学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設（学校教育法第22条）です。

保育園は、児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設（児童福祉法第39条）です。

(2)認定こども園

幼稚園・保育園等のうち、①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設について、都道府県から認定こども園としての認定を受けることができる仕組みを設けるもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）です。

地域型保育給付の類型

(1)小規模保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業です。

(2)家庭的保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅等の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業です。

(3)居宅訪問型保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業です。

(4)事業所内保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業です。

2 教育・保育の提供区域

量の見込みや確保の内容を設定するにあたり、国は、「地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、教育・保育提供区域内での需給計画を立てること」としています。

本市は市域のほとんどが平坦な地形で、山間集落のように地理的に地域が分断されていたり、河川等で市民の移動が大幅に妨げられていたりするような交通事情はありません。

現在の教育・保育施設については、幼稚園は小学校区ごとに整備されており、保育園もほぼ同様に整備されているなど、施設は市内全域にバランスよく配置されています。

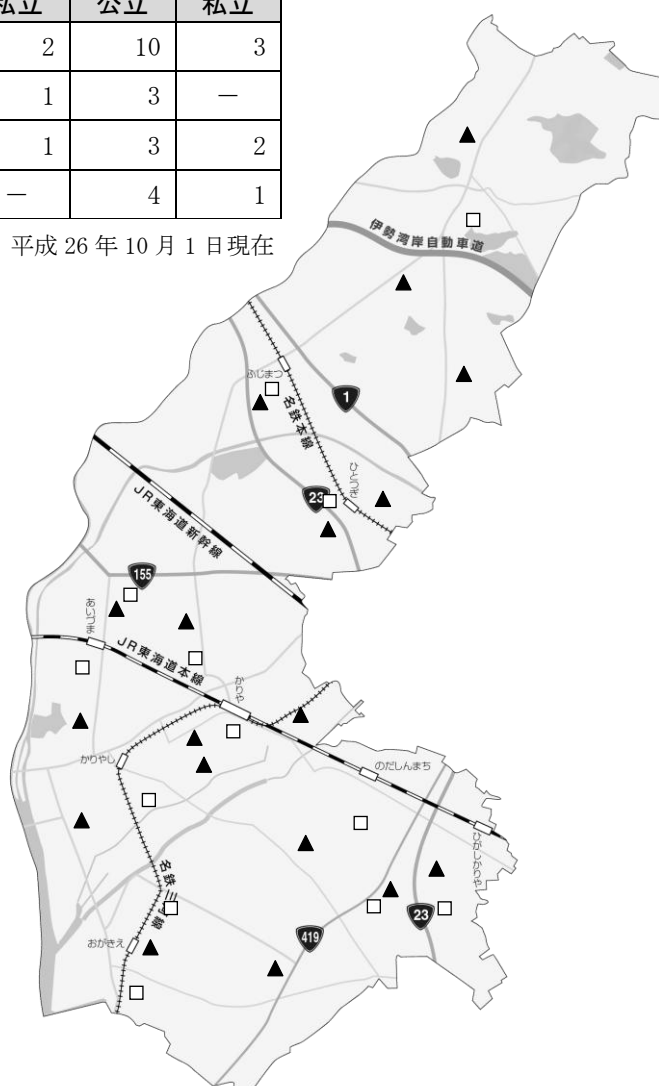
よって、本市では教育・保育事業の提供区域を、1区域（市全域）として設定しました。

◆年少人口と幼稚園・保育園の状況

	年少人口	幼稚園（か所）		保育園（か所）	
		公立	私立	公立	私立
市全体	22,369（15.1%）	16	2	10	3
北部	6,774（14.9%）	5	1	3	—
中部	8,230（15.2%）	6	1	3	2
南部	7,365（15.0%）	5	—	4	1

平成26年10月1日現在

凡 例	
□	保育園
▲	幼稚園



3 量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、子ども・子育て支援にかかる現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握し、平成 27 年度を初年度とする 5 年間の、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

(1)教育・保育の量の見込みと確保の内容

①幼稚園事業(1号・2号認定 3～5歳)

◆実績

単位(人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就園児童数	3,051	3,026	3,005	2,938	2,950

(各年度 4 月 1 日時点)

◆量の見込みと確保の内容

単位(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	3,023	3,041	3,010	2,996	2,975
1 号	2,530	2,545	2,519	2,507	2,490
2 号	493	496	491	489	485
B 確保の内容	3,830	3,830	3,830	3,830	3,830
幼稚園(公立)	3,345	3,345	3,345	3,345	3,345
幼稚園(私立)	485	485	485	485	485
B - A	807	789	820	834	855

【提供体制の考え方】

○幼稚園については必要な量を満たしており、現在の体制で計画期間中も確保できる見込みです。

②保育園事業(2号認定 3～5歳)

◆実績

単位(人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就園児童数	987	1,098	1,140	1,145	1,179

(各年度 4 月 1 日時点)

◆量の見込みと確保の内容

単位(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	1,370	1,404	1,362	1,375	1,335
B 確保の内容	1,328	1,386	1,439	1,434	1,621
認可保育所	1,328	1,386	1,439	1,434	1,621
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭的保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
B－A	△42	△18	77	59	286

【提供体制の考え方】

- 保育園については、老朽化による公立保育園の改築や民間による保育園の新設を計画しており、提供体制は整っています。
- 確保の内容については、公立保育園の改築により、0歳～2歳と3歳～5歳の受入れを調整しています。

③保育園事業(3号認定 0～2歳)

◆実績

単位(人)

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就園児童数	0 歳	48 (143)	41 (129)	44 (133)	40 (134)	49 (147)
	1・2 歳	439	464	473	520	522

(各年度4月1日時点)

※0歳児は、出産や育児休業後の復職により年度途中で入園する児童が増加するため、各年度3月1日時点の園児数を()内に掲載しています。(平成26年度は見込み)

◆量の見込みと確保の内容

単位(人)

0歳	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	219	217	214	212	210
B 確保の内容	170	197	207	219	251
認可保育所	170	197	207	219	251
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭的保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
B－A	△49	△20	△7	7	41

単位(人)

1・2歳	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	810	804	801	793	785
B 確保の内容	589	669	696	714	810
認可保育所	589	669	696	714	810
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭的保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
B－A	△221	△135	△105	△79	25

【提供体制の考え方】

- 公立保育園の改築及び民間による保育園の新設により、平成31年度までに提供体制を確保する予定です。
- 提供体制に不足が生じた場合は、保育園において0歳～2歳と3歳～5歳の受入れを調整し、提供体制を確保する予定です。

(2)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

①延長保育事業

【事業内容】

保育認定を受けた子どもについて、11時間を超えて、保育園等において保育を実施する事業。

◆実績

単位（人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数	257	242	253	289	387

（平成 26 年度は見込み）

◆量の見込みと確保の内容

単位（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	629	628	623	619	614
B 確保の内容	629	628	623	619	614
B－A	0	0	0	0	0

【提供体制の考え方】

- 保育の基本時間は、8時30分～16時30分です。
- 11時間を超えて開園している保育園は10園です。
- 延長保育料は、19時を超えた利用に限り必要となります。
- 在園児対象の事業であるため、現在の提供体制で、計画期間中も確保できる見込みです。
- 民間の新規保育園において延長保育事業を計画しています。

②放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

【事業内容】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の余裕教室等を利用して、主体的な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。

◆実績

単位(人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数	726	778	835	871	999
低学年	726	778	822	825	966
高学年	0	0	13	46	33

(各年度 5 月 1 日時点)

◆量の見込みと確保の内容

単位(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	1,063	1,101	1,185	1,204	1,233
低学年	1,018	1,038	1,056	1,071	1,088
高学年	45	63	129	133	145
B 確保の内容	1,155	1,155	1,195	1,235	1,235
B - A	92	54	10	31	2

【提供体制の考え方】

○平成 27 年度から平成 31 年度にかけて、小学生児童の人口は、ほぼ横ばいの推移が見込まれますが、放課後児童クラブの学校敷地内への整備も完了し、より利便性が高まることから、利用希望は引き続き増加傾向にあると見込まれます。

○利用希望の増加にあわせ、定員増を図り提供体制を確保する予定です。

③子育て短期支援事業(ショートステイ)

【事業内容】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。

◆実績

単位(人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ利用者数	0	0	0	27	40

(平成 26 年度は見込み)

◆量の見込みと確保の内容

単位(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	40	40	40	40	40
B 確保の内容	40	40	40	40	40
B - A	0	0	0	0	0

【提供体制の考え方】

- 現在の提供体制は市外の 8 施設と契約しており、計画期間中も受入れできる見込みです。
- 近隣市の施設と連携を図り、保護者の利用希望に対応していきます。



④地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

◆実績

単位（人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ利用者数	96, 598	136, 022	143, 114	146, 388	147, 000

（平成 26 年度は見込み）

◆量の見込みと確保の内容

単位（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	148, 000	149, 000	148, 500	148, 000	147, 500
B 確保の内容	150, 000	150, 000	150, 000	150, 000	150, 000
B－A	2, 000	1, 000	1, 500	2, 000	2, 500

【提供体制の考え方】

○公立 7 か所、私立 2 か所で実施しており、現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。



⑤一時預かり事業

【事業内容】

家庭において一時的に育児を受けることが困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業。

◆実績

単位（人）

年間延べ利用者数	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
幼稚園の預かり保育	1,825	2,804	8,068	18,829	23,000
その他の一時預かり	6,000	5,637	6,325	8,385	9,750

（平成 26 年度は見込み）

◆量の見込みと確保の内容

単位（人）

幼稚園の預かり保育	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	28,391	28,556	28,264	28,130	27,945
1 号	6,077	6,112	6,050	6,021	5,981
2 号	22,314	22,444	22,214	22,109	21,964
B 確保の内容	76,800	76,800	76,800	76,800	76,800
B－A	48,409	48,244	48,536	48,670	48,855

単位（人）

その他の一時預かり	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	9,953	9,905	9,839	9,760	9,670
B 確保の内容	17,616	17,616	17,616	17,616	17,616
保育園の一時保育	16,416	16,416	16,416	16,416	16,416
ファミリー・サポート・センター（病児・病後児を除く）	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
B－A	7,663	7,711	7,777	7,856	7,946

※ファミリー・サポート・センターは未就学児のみの利用分の量の見込みです。就学児の利用分の見込みは「⑦ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）」になります。

【提供体制の考え方】

- 幼稚園における在園児を対象とした預かり保育は、すべての公立幼稚園で実施しており現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。
- 保育園における一時保育は、公立保育園 2 園、私立保育園 3 園で実施しており、現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みですが、利用実績が年々増加しているため、私立の新規保育園において事業を計画しています。

⑥病児・病後児保育事業

【事業内容】

病児・病後児について、保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業。

◆実績

単位（人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ利用者数	76	127	117	206	237

（平成 26 年度は見込み）

◆量の見込みと確保の内容

単位（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	436	436	433	430	426
B 確保の内容	2, 156	2, 156	2, 156	2, 156	2, 156
B－A	1, 720	1, 720	1, 723	1, 726	1, 730

【提供体制の考え方】

- 確保の内容は、かりがね病児ケアルームと親愛の里保育園病児・病後児保育室の 2 か所で実施しています。
- 現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。



⑦ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)※

【事業内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

◆実績

単位(人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間延べ利用者数	1, 293	1, 301	1, 927	2, 009	2, 020

(平成 26 年度は見込み)

◆量の見込みと確保の内容

単位(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	2, 135	2, 085	2, 085	2, 085	2, 085
B 確保の内容	2, 300	2, 300	2, 300	2, 300	2, 300
B - A	165	215	215	215	215

※就学児の利用分のみの方の見込みです。未就学児の利用分の方の見込みは「⑤一時預かり事業」の「その他の一時預かり」に含まれます。

【提供体制の考え方】

- 現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みです。
- ファミリー・サポート・センター事業の周知を行い、会員の増加を図ります。



⑧妊婦健康診査

【事業内容】

妊婦の健康保持・増進及び、異常の早期発見・早期治療を図るとともに、経済的支援を行う事業。

◆実績

単位（人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
妊婦健康診査1回目の受診者数	1,953	1,859	1,859	1,784	1,800

（平成 26 年度は見込み）

◆量の見込みと確保の内容

単位（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	1,819	1,799	1,785	1,767	1,742
B 確保の内容	1,819	1,799	1,785	1,767	1,742
受診率（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【提供体制の考え方】

○現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みであり、受診率 100%をめざします。

○実施対象：妊婦

実施内容：医療機関委託による健康診査

実施場所：愛知県内

実施時期：通年実施

健診回数：14 回（子宮頸がん検診を含む）



⑨乳児家庭全戸訪問事業(あかちゃん訪問事業)

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に、助産師が訪問し、母子の健康状態を把握し、保護者の多様な相談に応じることで、安心して育児ができるよう支援する事業。

◆実績

単位(人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問乳児数	1,249	1,296	1,477	1,519	1,539

◆量の見込みと確保の内容

単位(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	1,668	1,654	1,636	1,623	1,607
B 確保の内容	1,668	1,654	1,636	1,623	1,607
訪問率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【提供体制の考え方】

- 現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みであり、訪問率100%をめざします。
- 実施機関：福祉健康部健康課
- 実施時期：通年（出生後4か月未満の期間）
- 委託団体名：ひまわり助産院



⑩養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師や家庭児童相談員等がその居宅を訪問し、養育に関する相談・指導、助言や家事援助等を行う事業。

◆実績

単位（世帯）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
保健師訪問世帯数	778	728	577	610	600

（平成 26 年度は見込み）

◆量の見込みと確保の内容

単位（世帯）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	602	597	590	585	580
B 確保の内容	602	597	590	585	580
訪問率（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【提供体制の考え方】

- 現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みであり、訪問率 100%をめざします。
- 実施機関：福祉健康部健康課
- 実施時期：随時



⑪子育てサービス利用者支援事業

【事業内容】

子育て支援センター等の身近な場所において利用者支援専門員等を配置し、幼稚園、保育園及び地域の子育て支援事業等の情報提供や、必要な相談・助言を行い、関係機関との連絡調整を行う事業。

◆実績

単位（か所）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施か所数	—	—	—	—	—

※現在、子育て支援センター等で相談・助言業務は行っていますが、利用者支援専門員の配置実績はありません。

◆量の見込みと確保の内容

単位（か所）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	3	3	3	3	3
B 確保の内容	3	3	3	3	3
B－A	0	0	0	0	0

【提供体制の考え方】

- 子育て支援センター（中央・南部・北部）に利用者支援専門員を配置します。
- 子育て支援センターに加え、子ども相談センターや幼稚園・保育園及び児童館などにも、同様に利用者を支援する体制を整え、子育てに関する情報提供や、必要な相談・助言等を行う「子育てコンシェルジュ^{※15}」を配置します。

※15 子育てコンシェルジュ:「コンシェルジュ」とは、フランスなどにおけるアパートの管理人や、ホテルの接客係で客の要望に応じて観光の手配など多様なサービスを行う者のことであり、転じて、特定の分野や地域情報などを紹介・案内する人をいいます。本市における「子育てコンシェルジュ」とは、子育てサービス利用者支援事業の実施にあたり、子育てに関する情報提供や、必要な相談・助言を行う専門員のことをいいます。

4 教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保

(1) 質の高い教育・保育の提供について

本市では、質の高い教育・保育の提供を推進するため、国規準を上回る保育士の配置規準の設定や、設備の整った施設を整備するなど、より良い教育・保育環境の構築を図るために取り組んできました。

質の高い教育・保育を提供するためには人材確保が大切です。全国的に問題となっている幼稚園教諭や保育士不足の対応として、潜在幼稚園教諭・保育士の復帰支援研修の開催や、働きやすい職場づくりとして、育児休業、育児短時間勤務取得時の代替職員の配置を行い、幼稚園教諭や保育士にかかる負担を軽減するなど、人材確保のための様々な取り組みを行い、人材不足の解消に努めます。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割

幼稚園・保育園等は、すべての子どもの健やかな育ちの実現をめざして、幼児期における教育・保育に関する総合的な取り組みを推進します。

また、地域子ども・子育て支援事業については、子どもの成長に応じた子育て支援の充実や安心して子どもを生み育てることのできる子育て環境の整備を進めます。

各事業における役割や特性を活かし、地域社会全体で子どもの健やかで豊かな育ちに向けた取り組みを進めます。

(3) 幼稚園・保育園と小学校等との連携について

幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であるとともに、小学校における学習について、実感を伴って深く理解できることにつながる「学習の芽生え」により、小学校での学習に期待を高める時期でもあることから、幼児期の教育・保育が小学校教育に滑らかに移行できるような取り組みが重要です。

本市の幼稚園・保育園は各小学校と隣接している場合が多く、懇談会や合同研修会の開催、保護者や地域との交流等、小学校区で交流しやすい条件が整っています。一人ひとりの子どもの健やかな成長に向けた連携の推進に努めます。

(4) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援について

幼稚園や保育園を取り巻く環境が変化している中で、幼児期の教育・保育の質に対する保護者のニーズは高まっています。質の高い教育・保育を提供していくため、幼稚園教諭・保育士それぞれが園内研修や自己研鑽により、保育力の向上に努めるとともに、幼稚園・保育園が協同で専門性の向上を図っていけるような研修を計画し、実践できるような取り組みを進めていきます。

(5)認定こども園の普及について

本市には、公立幼稚園 16 園、私立幼稚園 2 園、公立保育園 10 園、私立保育園 3 園があり、特に 3 歳児から 5 歳児の教育・保育が充実しています。また、0 歳児から 2 歳児の教育・保育の確保については、保育園の整備を考えており、当分の間、現行の幼稚園・保育園の枠組みの中でそれぞれの特徴を活かしながら運営を続けます。認定こども園については、今後も調査研究を続けるとともに、保護者のニーズや地域の実情に応じて、認定こども園の設置を検討します。

